

滋賀県史編さん編集会議専門部会設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編さん編集会議設置要綱第3条第5項に基づき、滋賀県史編さん編集会議専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会の各部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各部会の運営に関する事。
- (2) 各部会が担当する歴史資料の調査に関する事。
- (3) 各部会が担当する分野の執筆に関する事。
- (4) 各部会が担当する広報啓発に関する事。
- (5) その他各部会が担当する分野等にかかる必要事項に関する事。

(組織)

第3条 専門部会は、政治・行政(戦前)、同(戦後)、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗とする。

- 2 前項の各部会に部会長および執筆委員を置く。
- 3 部会長は、各部会を代表し、その事務を統括する。
- 4 必要に応じて、特定の分野に関する調査・執筆等を行わせるために特別委員を置くことができる。
- 5 必要に応じて、資料の調査および収集等を行わせるために資料調査協力員を置くことができる。
- 6 部会長、執筆委員、特別委員および資料調査協力員は、総合企画部長が委嘱する。

(任期)

第4条 部会長の任期は5年とする。ただし、任期途中で部会長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 執筆委員の任期は5年または担当分野の執筆原稿完成までのうち、早い時期とする。
- 3 特別委員および資料調査協力員の任期は、特定の分野に関する調査・執筆等または協力を求める資料の調査および収集等が終了したときまでとする。
- 4 部会長、執筆委員、特別委員および資料調査協力員は、再任することができる。

(事務局)

第5条 専門部会の庶務を処理するため、公文書館に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。